

令和2年度 第2回堺市子ども・子育て会議 議事録

1 開催日時・場所

令和2年度第2回子ども・子育て会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面により開催した（令和3年3月）。

2 議事及び資料

- 堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について（報告）
・・・資料1、資料「報告書の見方」、資料「参考」
- 特定教育・保育施設の新規開設等に伴う利用定員の設定について（意見聴取）
・・・資料2

3 審議結果等

【経過】

次の①～③のとおり、各委員（委員数17名）に資料を送付し、意見を聴取した。

①堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について（報告）

市では、平成27年度～令和元年度を計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」に基づき子どもと子育て家庭を支援する施策の推進に取り組んできた。令和元年度はこの計画の終期であるため、計画の最終目標としていた事業量に対しての達成状況を「資料1」のとおりまとめ、子ども・子育て会議に報告したものの。

なお、令和2年度以降は、この計画の取組成果を引き継ぎつつ、新たな課題やニーズをふまえて策定した第2期計画「堺市子ども・子育て総合プラン（計画期間：令和2年度～6年度）」に基づき、子ども・子育て支援施策を展開している。

この報告内容について、有効回答率は100%で、うち「意見あり」と回答した委員は4名であった。なお、意見内容は別紙「委員意見等一覧」のとおり。

②特定教育・保育施設の新規開設等に伴う利用定員の設定について（意見聴取）

令和3年4月以降の特定教育・保育施設の新規開設に伴う新たな利用定員の設定について、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、子ども・子育て会議の意見を聴取したものの。

（参考）子ども・子育て支援法 第31条第2項抜粋

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつては

その意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

この意見聴取内容について、有効回答率は100%で、うち「意見あり」と回答した委員は2名であった。なお、意見内容は別紙「委員意見等一覧」のとおり。

③その他

①②の付議案件以外に、市の子育て支援に関する事項について、意見を聴取したもの。

この意見聴取内容について、有効回答率は100%で、うち「意見あり」と回答した委員は1名であった。なお、意見内容は別紙「委員意見等一覧」のとおり。

【結果報告】

①～③の各委員意見等（質問・要望）に対する市の回答を別紙「委員意見等一覧」のとおり取りまとめ、各委員へ共有し、子ども・子育て会議への報告とした。